

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名	アムンディ・ジャパン・プラス債券ファンド(年1回決算)
愛称	円のソムリエ(年1回決算)
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／内外／債券
4. 商品属性	
当初設定日	2018年1月12日
信託期間	無期限
主要投資対象	アムンディ・ジャパン・プラス債券マザーファンド このほか、日本を含む世界各国の国債等に直接投資することがあります。
投資方針	安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。 ① アムンディ・ジャパン・プラス債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界の国債等に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。このほか、日本を含む世界の国債等に直接投資する場合があります。 ② 主として、世界各国のうち信用力の高い国の国債等に投資を行い、トップダウンによる地域・国配分およびボトムアップによる銘柄選択によりポートフォリオを構築します。 ③ 実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドにおいて為替ヘッジを行い為替リスクの低減を図ることをめざします。 ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
ベンチマーク	ありません。 参考指数:NOMURA-BPI総合
決算日	年1回決算 1月18日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。 ※収益分配金は、自動的に無手数料で全額再投資されます。
償還条項	1. 投資信託契約を解約することが受益者に有利であると認めるとき 2. やむを得ない事情が発生したとき 3. 投資信託契約の一部を解約することにより、投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったとき
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引き出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年0.627%(税抜0.57%)以内の率を乗じて得た額。 (内訳: 委託会社0.286%以内(税抜0.26%以内)、販売会社0.308%以内(税抜0.28%以内)、受託会社0.033%(税抜0.03%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます)および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。信託事務の処理等に要する諸費用の額は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算します。また、有価証券売買時の売買委託手数料、組入資産の保管費用などの諸費用がかかります。

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
8. お申込み不可日等	ニューヨークまたはロンドンの銀行休業日の場合は、取得のお申込みは受け付けません。 投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受け付けを制限または中止することおよび既に受け付けた取得申込みを取り消すことができます。 また、確定拠出年金制度上、お取扱いできない場合がありますので弊社コールセンターにお問い合わせください。
9. 課税関係	確定拠出年金制度においては、換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 加入者および運用指図者の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み 損失の可能性	基準価額は、後述の「基準価額の主な変動要因」により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。 また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さまに帰属します。
11. 基準価額の主な 変動要因等	主なリスクは次の通りです。
価格変動リスク	ファンドは主として日本を含む世界の国債等を実質投資対象としています。債券の価格はその発行体の政治状況および財政状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。ファンドが実質的に投資する債券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
金利変動リスク	債券価格は、金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。償還までの期間が長い債券ほど、金利が上昇した場合に、価格の下落幅が大きくなる傾向があります。
信用リスク	発行体の財務内容の悪化等により債券の元金や利金等の支払といった発行体による債務の履行が遅滞する、あるいは履行されない、また為替取引等の金融取引の相手方が債務を履行しないリスクです。ファンドが投資する債券の発行体の政治状況および財政状況、また為替取引等の取引相手方等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化といった事態は信用リスクの上昇を招くことがあり、その場合には投資する債券の価格が下落する、また為替取引に困難が生じることから、不測のコスト上昇等を招くことがあります。この場合、ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドは格付の高い国債等に実質的に投資することにより、信用リスクの低減を図りますが、格付の引下げなどの影響による価格の下落リスクを完全に排除できるものではありません。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、債券等を市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合には、当該債券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(=基準価額) × 保有口数 ※基準価額・解約価額は、10,000口あたりで表示されておりますので、10,000で除してください。
15. 委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社 (信託財産の運用指図等を行います。)
16. 受託会社	株式会社りそな銀行 (再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

(運営管理機関) りそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。

(2020.7)